

国民健康保険税等の課税誤りについて

1 内 容

平成27年度と平成28年度の国民健康保険について、事業所得の繰越損失の誤認による課税誤りがありました。

国民健康保険税所得割の計算で、総所得から差引く事業所得の過年度赤字分である「繰越損失額」について、これとは別に計算される均等割等の軽減判定所得が黒字になった場合、繰越損失額を0円とし、「繰越損失額の控除」がされなかったことにより誤りが生じました。

2 影響額

| | 減額賦課 | | 増額賦課 | |
|-----|------|-----------|------|---------|
| | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| H27 | 16 | 2,152,800 | 3 | 45,900 |
| H28 | 25 | 3,846,800 | 5 | 161,600 |
| 合計 | 41 | 5,999,600 | 8 | 207,500 |
| 備考 | 平均 | 146,300 | 平均 | 25,900 |
| | 最高 | 431,300 | 最高 | 67,100 |
| | 最低 | 3,600 | 最低 | 1,200 |

3 今後の対応

現在、該当する国民健康保険加入世帯に対しましては謝罪をし、概要をご説明しております。